

いわき市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時

令和3年9月15日（水） 14時30分から17時00分

2 開催場所

いわき市役所 8階 第8会議室

3 出席者（31人）

(1) 農業委員（22人）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	
3 志賀 幸	13 菅野 綾	
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（9人）

太 清 光	事務局長
阿 部 伸 夫	参事兼次長
草 野 浩 平	主任主査兼農政振興係長
小 川 仁 一	主任主査兼農地調査係長
府 川 将 人	農地審査係長
鈴木 昌 則	農地審査係 主査
福田 幸 士	農地審査係 主査
坂 本 壮 示	農地審査係 主査
金 成 聡 司	農政振興係 主査

4 欠席者（2人）

22 大竹 公治
23 木幡 仁一

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第4回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。

初めに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第4回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○議案第7号 農地法第51条第1項に該当する事案についての追加資料

【資料1】令和4年農作業労働賃金標準額の協議事項

【資料2】「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについて

【資料3】「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

【資料4】「第23回全国農業担い手サミットin茨城」の開催案内について

【資料5】いわき市就農支援パンフレット

以上、9点です。

いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、市ではまん延防止等重点措置が取られていることから、感染防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第4回の開催にあたり挨拶申し上げます。

委員の皆様には、やっと晴れ間が見えてきた好天時に、何かとお忙しい中、御出席誠に御苦勞様でございます。

秋の天気だけが、稲刈の場合は勝負です。

台風が少し気になる場所ですが、その辺も見定めながら頑張っていたきたいと思います。

農業委員会だより編集委員の皆様には、午前中からの御出席、本当に御苦勞様でございます。

私が常々申し上げている、編集委員の仕事の大切さ、農業委員と

草野会長

農地利用最適化推進委員の活動を農家の方に伝えるためには、農業委員会だよりしかない。

全国農業新聞に常々載せてくれるかというのと、そういうわけにはいかない。

いわき市の市政だよりも載せてくれるわけではないですし、JAも農業委員、農地利用最適化推進委員の活動には疎いところがある。

そんなわけで、年4回、これは、県農業会議で再三言っている、年4回は最低でも発行してくれということは、いわき市は立派にクリアしている。

これは、今後も続けていただきたい。

以前、私が編集委員長を務めていた時に、全国で最優秀賞を取った青森県の弘前市農業委員会が毎月出しているという事例があります。

先日、金成主査に確認いただいたところ、今でも出しています。

要は、伝えることがあるから出すんであって、無ければ途中で辞めてしまう。

つまり、いかに農業委員、農地利用最適化推進委員の仕事を拾って、農家の方にこういう活動をしているのだということを伝えるのは、農業委員会だよりしかありませんのでね。

編集委員の方も大変でしょうが、頑張ってくださいと思います。

天気の話もしましたが、コロナも、先程、福島市からいらしていただいた県農業会議の鈴木部長も心配だったと思いますが、以前は、会津若松市、郡山市、福島市といったら我々が行くのにも躊躇しました。

最近は逆転しいわき市の方が二桁台で推移してきている。

極力感染しない環境を作っていただければ、今後のこのように会議室で安全対策を徹底しながら、できることを私は望んでいるし、感染しないという自己防衛を徹底いただければと思っておりまし、御協力をお願いしまして挨拶をさせていただきます。

本日は、よろしくお願い致します。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日は、議席番号22番、大竹公治委員、議席番号23番、木幡仁一委員が欠席との通告でございます。 現在、委員24名中、22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第4回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号8番、佐川良平委員 9番、油座盛明委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (阿部次長)	－議案書2ページにより会務報告－
議 長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	特にございません。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員

議 長 (草野会長)	会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 本日、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてにおいて、議席番号14番、石井英毅委員が該当しておりますので、議案審議の際は一時退室を願います。 その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 3 ページを、お開き願います。 【議案第 1 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (鈴木主査)	本日の議案に入ります前に取下げが 1 件ございます。 議案説明書 2 ページ、番号 2 番についてですが、 今回、売買による所有権移転の申請でしたが、申請人より今回該当となっている農地のうちの 1 筆について、5 条転用により取得したいと申し出がなされ、併せて申請全体の取下げ願いが提出されましたので、削除願います。 それでは、説明をさせていただきます。 地図につきましては、別紙現地調査位置図と併せてご覧下さい。 番号 1 番、及び番号 3 番から 6 番につきましては、売買による所有権の移転であります。 番号 7 番につきましては、使用貸借権の設定となります。 今月の 3 条申請面積につきましては、先ほど御説明した取下げにより、田12,805㎡から3,353㎡、畑につきましても6,458㎡から5,399㎡となり、合計としまして19,263㎡から8,752㎡となります。 議案書 3 ページをお開き願います。 許可要件につきましては、3 条許可が出来ない場合を示した農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書の 4 ページを御確認ください。 説明は、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第 1 号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。

9 番 油座委員	議席番号 9 番、油座盛明です。 番号 1 番、及び 3 番から 6 番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (鈴木主査)	事務局より報告します。 番号 7 番につきましては、事務局のみでの確認となりましたが、現地を確認したところ、特に問題はなかったことを報告します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。
18 番 鈴木委員	議席番号 18 番、鈴木義直です。 番号 1 番についてですが、譲受人の年齢が 76 歳と結構高齢で、1 町 5 反歩程度耕作しているとされているのですが、住所が住宅地の中にあるようなのですが、農機具等がどこに置いてあって耕作されているのか、する予定なのかお伺いしたいと思います。
事務局 (鈴木主査)	番号 1 番の譲受人ですが、住所は住宅地であります、実家が三和町にありまして、農作業する際は、実家に行って農機具を持ってきて作業をするということです。
18 番 鈴木委員	この申請地については、耕作放棄地になっているような所で、間違いなく耕作できるという確約は取れているのでしょうか。
事務局 (鈴木主査)	申請内容についてお伝えします。 申請は行政書士から提出されておりますが、その際には、間違いなく耕作するとの話を伺っています。
18 番 鈴木委員	もう 1 点ですが、農業後継者はおりますか。
事務局 (鈴木主査)	こちらでの申請については、農業に従事する方ということで、本人と配偶者があげられております。

18番 鈴木委員	少し不安がありますが、内容については分かりました。
議 長 (草野会長)	他に、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。
	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の4ページを、お開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	議案説明書5ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明いたします。 議案説明書6ページをお開き願います。 それでは配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を、併せてご覧願います。 番号1番、申請地は、小名浜、登記地目は畑、転用面積は416㎡です。 当初の転用目的は、墓地であり、今回の変更申請の内容は、レイアウト及び施工期間の変更です。 本案件は令和2年9月25日付で農地法第5条許可を得ておりまして、当初計画では、インド産の石材を使用し永代供養墓地を設置する計画でしたが、新型コロナウイルスの影響により輸入が滞ってしまい、他の石材を利用することとしましたが、まとまった量の石が準備できず、やむを得ず配置変更を行う必要が出てきました。 また、当該箇所には過去にたびたび不法投棄が行われており、そ

事務局
(坂本主査)

の抑止策として当初計画になかった東屋を設置することとしたとのことです。

相談があった時点で一時的に工事を停止するよう指導を行い、当該指導に従い、このたび計画変更の申請を提出したものです。

当該計画変更については、同一筆内での軽微な墓石配置の配置変更及び東屋の新規設置となっておりますが、事務局からの指導に従い速やかに施行を中断し、変更申請を提出していること、顛末書を提出し、再発防止策を策定していること、変更後の計画による周辺農地への影響について問題ないと判断できること、また、当該計画変更について、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、いわき市保健所生活衛生課との協議を適切に行っていることから、計画変更はやむを得ないと考えます。

当該案件については、事業着手後の事業計画変更申請であったことから、委員が調査を実施しております。

番号2番及び3番については、申請箇所が隣接しており、互いに関係のある案件であることから、合わせて御説明いたします。

申請箇所は、内郷、地目は畑、許可済みの面積は1,654㎡です。

当該農地は分筆登記されており、現在は3筆となっております。

二か所目は、地目は畑、許可済みの面積は1,274㎡です。

当該農地も分筆登記済みであり、現在は2筆となっております。

当該事案については、令和2年3月31日に転用許可を受けた案件ですが、当初許可を受けた事業計画と異なる施工を行ったとして、令和3年3月17日に開催されました、農業委員会第36回総会において農地法第51条第1項に該当する事案として違反転用の議決を受けた案件です。

当委員会からは、当初許可を受けた事業計画どおりに施工するか、設置済みの太陽光パネルを一旦全て撤去して農地性を回復し、違反状態の是正後に計画変更を行うよう指導してまいりましたが、このたび太陽光パネルの撤去を行ったとして許可後の事業計画変更申請があったものです。

変更内容について説明します。

当該箇所は現況で既に分筆登記がなされており、許可した範囲の一部について当初の事業計画からは減少させ、それに隣接する許可した範囲に増加させ、太陽光パネルの配置を変更するというものです。

当局からの指導に従い太陽光パネルの撤去を行っていること、変更後の太陽光パネルの配置等に特段の問題がないと思われることから、当該事業計画変更の承認については適当と思われます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願い致します。

11番
鈴木委員

議席番号11番、鈴木理です。

番号1番について、変更内容が、レイアウト及び施工期間とのことですが、同一筆内での軽微な墓石の配置変更、及び東屋の新規設置とのことであり、指導に従い速やかに施行を中断し、変更申請を提出していること、顛末書を提出し、再発防止策を策定していること、変更後の計画における周辺農地への影響について問題ないと判断できること、また、当該計画変更について、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、いわき市保健所生活衛生課との協議を適切に行っていることから、計画変更はやむを得ないと考えます。

続いて番号2番、及び3番についてですが、これは、令和3年3月17日に開催された第36回総会において農地法第51条第1項に該当する事案として議決された案件です。

当該事案については、以前より当委員会より、当初許可を受けた事業計画どおりに施工するか、設置済みの全てのパネルを一旦撤去し、当該箇所の農地性を回復したうえで事業計画変更申請を行うよう指導してきたところですが、このたび、現地を確認したところ、当該箇所に設置されていた太陽光パネルの撤去がなされており、耕作できる状態となっております。

以上により、かねてからの当局の指導どおり、現状において当該箇所の違反状態が是正されたと認め、当該変更を承認することとしてよいと考えます。

なお、事務局においては、当該事業者が再々度、農地法に反する行為を行わないよう、引き続き指導をお願いしたいと思います。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、審議致しますが、議事参与の制限に、議席番号14番、石井英毅委員が該当しております。 石井委員には一時退室を願います。 -石井委員退室-
議 長 (草野会長)	それでは、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の 5 ページを、お開き願います。 【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (福田主査)	議案説明書 7 ページをお開き願います。 それでは、説明させていただきます。 地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。 説明の前に資料の訂正がございます。 御手元の議案説明書 8 ページをお開きください。 番号 2 番、譲渡人の氏名に誤りがありましたので、訂正願います。 また、番号 4 番、面積が 4, 491 m²と記載ありますが、正しくは 4, 491. 37 m²となりますので訂正願います。 併せて、ページ下部において、田 5, 549. 00 m²から 5, 549. 37 m²、合計を 7, 374. 00 m²から 7, 374. 37 m²へ訂正願います。 大変申し訳ございません。 以上、訂正をお願い致します。 それでは説明致します。 なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読み上げます。 議案説明書 8 ページをお開きください。 1 番、平、畑 273 m²、一般住宅、分家住宅です。 2 番、常磐、畑 1, 102 m²、太陽光発電設備です。 3 番、四倉町、畑 450 m²、駐車場及び資材置場です。 4 番、川前町、田 4, 491. 37 m²、変電所施設用地です。 5 番、久之浜町、田 502 m²、太陽光発電設備です。 6 番、平、田 120 m²、現場事務所の設置のための一時転用です。

事務局 (福田主査)	7 番、勿来町、田436㎡、鉄塔建設工事に係る工事用地のための一時転用です。 以上、7 件、面積は、田5,549.37㎡、畑1,825.00㎡、合計7,374.37㎡となります。 申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。
11番 岡村委員	議席番号11番、岡村泰典です。 番号1番から番号5番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局お願い致します。
事務局 (福田主査)	番号6番から7番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 それでは、石井委員、入室願います。 －石井委員入室－

議 長 (草野会長)	次に、議案第４号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の６ページを、お開き願います。 【議案第４号を朗読し、審議事項を説明】 それでは、説明致します。 議案説明書の９ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画についてでございます。 議案説明書の１０ページをお開き願います。 農地利用集積計画第１１号について説明致します。 第１１号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業の特例事業により買い手、農業経営規模拡大希望者へ農用地を売り渡すものでございます。 実施地区は平、買い手１名、売り手１名。 対象筆数は田４筆、面積は田８,６３８㎡となっております。 なお、議案説明書１３ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。 以上、第１１号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第４号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第４号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第４号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の７ページを、お開き願います。 【議案第５号を朗読し、審議事項を説明】

事務局
(小川係長)

それでは、説明致します。

議案説明書14ページをお開き願います。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、説明致します。

次のページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。

借り手、住所は平。

貸し手、住所、氏名は、福島中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社。

土地の所在は、平外2筆、現況地目は田、面積は田1,317㎡です。

詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画（案）は既存の中間管理事業の借り手の変更に伴い作成されたものです。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第6号、農地等の買受適格証明願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の8ページを、お開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
詳細は、担当者が説明致します。

事務局
(鈴木主査)

それでは、説明させていただきます。
議案説明書の17ページをお開きください。
農地等の買受適格証明願いですが、申請農地が競売に出されており、農地の競売手続き上、入札書に買受適格証明を添付する必要があることから、今回申請がなされたところです。
なお、耕作目的での買受適格証明願となりますことから、交付対象者が最高価買受申出人等となったうえで、公売落札者となり、法第3条の許可申請書を提出した場合には、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、買受適格を有すると議決した内容に基づき速やかに許可処分を行うこととなります。
したがいまして、併せて3条許可の要件を満たしているかも審議いただくこととなります。
なお、権利の移転については、後日の総会で報告をさせていただきます。
今回の願出人の所在地は、平、公売農地の表示ですが、土地の所在地も、平、現況地目は田、面積は3,252㎡、同じく、平、現況地目は畑、面積は552㎡、合計で3,804㎡となります。
目的については、耕作の用に供するため、願出人の経営面積として14,074㎡を自作、保有農機具は、トラクターと田植機を各1台ずつ所有、農業従事者として、本人及び長男が今まで通り、田や畑として利用する予定です。
許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。
また、入札期間は令和3年9月28日から令和3年10月5日、入札時間は、午前8時30分から午後5時まで、開札期日は、令和3年10月13日 午前10時、開札場所は、福島地方裁判所いわき支部売却決定期日は、令和3年10月27日、午前10時となります。
事務局からの説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。
ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。

12番
生田目委員

議席番号12番、生田目祥明です。
番号1番の案件について、現地を調査した結果、特段、問題はあ

12番 生田目委員	りませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。 －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議なしと認め、議案第6号、農地等の買受適格証明願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第7号、農地法第51条第1項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の9ページを、お開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は、担当者が説明致します。
事務局 (坂本主査)	それでは、説明致します。 まず、農地法第51条について御説明いたします。 農地法第51条には、違反転用に対する処分が規定されており、違反転用者に対しては、許可の取り消しや変更、原状回復を命ずることができるとされています。 今回の事案は、農地法第4条の規定に違反している違反転用者に該当する疑いがあり、この議案においてその判断を諮るものです。 議案書説明書の18ページ、及び追加資料をご覧ください。 当該農地の情報についてですが、渡辺町、地目は田、面積は1,828㎡であり、農振区域内の農用地区域内農地に指定された農地です。 当該箇所は令和3年4月26日付いわき市農業委員会第3010号により農地法第3条許可が発出されており、現在の所有者に所有権が移転されたものであります。 続いて農地の現状について御説明します。 令和3年6月9日に行われた定例現地調査において、当該箇所の近隣を通行した際に、当局への手続き等が行われずに工事施工中で

事務局
(坂本主査)

あることを発見しました。

議案説明書19ページの写真を御覧ください。

6月9日の時点で農地に擁壁を設置する工事などを行っており、工事を中断するよう指導いたしました。

その後、7月14日の定例現地調査において改めて現場を確認したところ、更に工事が進められており、施工者に対し事情を聴取したところ、転用許可済みの土地に建築されている倉庫の南側に、耕作用に盛土したが、北側の市道に土が流出するため、それを防ぐために設置したものであり、農業目的のものであること、また、施工にあたり農業委員会での手続きが必要とは知らなかったことなどを聴取しました。

その際、農地法違反の恐れがあるため、現状で工事を停止するよう再度指導したものです。

その後、7月29日に事務局で改めて現場確認を行ったところ、工事がほぼ完了しており、当該農地全体のうち、およそ3分の1程度が耕作出来ないような状況となっております。

その後も8月17日、9月10日と現場を確認しましたが、当該筆の北側を舗装する作業は完了しており、当該農地に電線管を引いたり、門扉の取り付け工事を行うように見えるなど、施工を中止する姿勢は見られませんでした。

当該状況について、追加資料2ページ以降の写真のとおりであります。

なお、当該地には、まだ重機等が置かれており、只今、御説明した状況から今後、更に手が加えられることも予想されます。

農地の現況に係る説明については以上です。

当該箇所は農振区域内の農用地区域に指定されており、農業以外の用途に使用できない農地ですが、現況では農地性を損うような手が加えられております。

営農上必要な施設を整備する場合でも、施工面積が200㎡を超える場合は事前に農地転用の手続きが必要であり、農地法第4条第1項に規定される、農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないことに反しております。

以上より、当該案件は農地法第51条第1項第1号に規定される、農地法第4条第1項の規定に違反した者に該当するものと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。

ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。

9 番 油座委員	議席番号 9 番、油座盛明です。 番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、当該農地の一部にレンガやコンクリートによる舗装が施されており、耕作できない状態となっていることを確認いたしました。 当該農地は令和 3 年 4 月 26 日に農地法第 3 条の許可を受けておりますが、本来農地法第 3 条は当該箇所全てを効率的に耕作しない場合は許可とならないものです。 また、過去の現地調査において、施工者から当該工事は土砂の流出を防ぐための農業目的のものであると聴取しているとのことですが、現場を確認した上では、擁壁の設置など、農業を行う上で必要以上の施工を行っているものと思われます。 以上より、当該事案については違反転用に当たり、農地法第 51 条第 1 項に該当するものであると考えます。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局の説明、現地調査報告を頂きましたが、委員の皆様から何か御意見、御質問はございませんか。
1 番 木田委員	議席番号 1 番、木田テイ子です。 現地調査したのが、6 月 9 日の写真のとおりです。 その時にも色々と、これが農地なのかと思っておりました。 その後の 7 月 15 日の写真で、また、それ以上に農地と思われない状況の中で、再度注意したにも関わらず、このような状況をそのままにして良いのかなという風に心配しておりました。 益々、農地に対しての認識が無いものと思われます。
議 長 (草野会長)	只今の、意見を踏まえ、経過や今後の対応などについて事務局で追加の説明はございますか。
事務局 (坂本主査)	当初は、7 月の定例的現地調査で、委員の皆様に御確認いただいた内容でございました。 当該農地は、原則として農業以外の使用が認められていない農業振興地域内の農用地区域内農地であり、当該事案は農業振興地域の整備に関する法律にも抵触しているものと考えています。 そのため、農業振興地域の整備に関する法律を所管する市農林水産部、及び福島県いわき農林事務所と情報共有しながら、対応を協議してきたところであります。 また、その後、地権者への連絡や状況の確認、さらには定例的現地調査においても、現場の進捗状況を委員の皆様に御確認いただい

事務局 (坂本主査)	た上で、本日の議案となったものです。 今後は、本総会での御意見、議決を踏まえ、農地性の回復に係る是正の指導、勧告等については、県、及び市と連携を図りながら対応する考えであります。 説明は以上です。
1 番 木田委員	わかりました。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から御意見はございますか。 -意見無しの声有り-
事務局 (府川係長)	御質問が無いようですので、お諮り致します。 本事案については、農地法第51条第1項に該当する事案として認定しよいでしょうか。 -異議無しの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議なしと認め、本事案については、農地法第51条第1項に認定致します。 また、今後は、先程事務局説明のとおり、関係機関と連携し是正等の対応を求めることになりますが、それらの対応について会長一任とさせていただきますよろしいか伺います。 -異議無しの声有り-
議 長 (草野会長)	御異議なしと認め、議案第7号、農地法第51条第1項に該当する事案についての今後の措置については、会長一任とし、今後、総会で報告致します。 次に、報告第1号から報告第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書10ページをお開き願います。 【報告第1号を朗読、報告事項を説明】 議案説明書20ページをお開き願います。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

事務局
(府川係長)

8月は26件の届出がありました。
合計面積は、田80,566.58㎡、畑51,697㎡、合計132,263.58㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
続きまして、議案書11ページをお開き願います。
【報告第2号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書26ページをお開き願います。
農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。
8月は14件の届出がありました。
合計面積は、田3,458㎡、畑1,603.86㎡、合計5,061.86㎡でございます。
以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。
次の報告第3号は小川係長より報告致します。

事務局
(小川係長)

議案書12ページをお開き願います。
【報告第3号を朗読、報告事項を説明】
議案説明書30ページをお開き願います。
農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。
議案説明書の訂正をお願い致します。
番号7番について、賃借人の住所に誤りがありましたので、訂正願います。
それでは、説明致します。
議案説明書31ページをお開き願います。
番号3番、4番について先に説明させていただきます。
四倉町の地区で、東日本大震災に伴う基盤整備事業の換地処分により従前の土地で設定されていた農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。
明細については、別冊で農地法第18条第6項の規定による通知に係る一覧表の農地所有者、一覧表の耕作者のとおりでございます。
換地処分による新たな農地中間管理事業の賃貸借が発生しておりますが、そちらは、前回8月の第3回総会において議決をされているところでございます。
番号1番から説明致します。
番号1番、賃借人が福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社でございます。
土地の表示は、三和町外6筆、面積は田3,930㎡、畑231㎡、合計4,161㎡でございます。
土地の引き渡し時期は、令和3年7月29日となっております。

事務局 (小川係長)	それ以降の番号 2 番から 9 番まで、合計109件、合計面積は、田 602, 958. 82㎡、畑6, 028㎡、合計608, 986. 82㎡でございます。 以上、農地法第18条第 6 項の規定により合意解約の通知がありましたので、報告させていただきます。 説明は以上になります。
議 長 (草野会長)	以上、報告事項ですので、御承知置き願います。 ここで、協議事項に移る前に、一時休憩と致したいと思います。 只今、16時05分ですので、10分間の休憩とし、再開は16時15分と致します。 (10分間休憩)
議 長 (草野会長)	それでは、全員お揃いですので、議事を再開致します。 次に、協議事項に移りますが、令和 4 年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。
事務局 (金成主査)	それでは、説明致します。 本日お配りしている、資料 1、令和 4 年農作業労働賃金標準額策定説明資料をお開き願います。 併せて、前回の総会でお配りした協議資料も参考にしながらお聞きください。 はじめに、前回の第 3 回総会での協議内容を整理し今後の協議の方向性について説明致します。 協議の視点として、重要な点が 2 点、前回の協議の中で示されました。 一つ目は、標準額は農作業を頼む方、つまり委託者と、農作業を頼まれる方、つまり受託者の双方の視点に立って考えなければならないということです。 二つ目は、特に新たに設定したいと考える農作業について、一般的に行われている作業や、広く使われている機材であるかという点についても重要な観点になると考えます。 それらを踏まえつつ、項目毎に前回の協議内容を整理しましたので、説明致します。 まず(1)として、受託作業の中でのもみ摺に出るもみがらの処分代についてですが、これまで整理された内容を改めて記載しております。 農業生産活動に伴って発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物、事業系一般廃棄物に

事務局
(金成主査)

分類され、処理は、許可を受けた一般廃棄物処理事業者等に処理を委託する必要があることから、労働賃金標準額として設定することはできないと整理しています。

参考までに、根拠法令を記載しておりますので、後程御一読願います。

委員の皆様からの意見、アンケート調査時の意見として、もみがらは以前は農家が田や畑に利用するため持って行ってくれたが、今は受託者が水田や畑に運んで処理している例もあり、大きな仕事になっており検討いただきたい。

もみがらを資源として利用できる方法はないか。

備考欄に処分料を含まないなどの表記もできるのではないか。

処分料を記載できないのであれば、標準額の増額を検討することはできないか。

標準額を決めなくても、お互い相談して決めてくださいという文言を追加いただけないか。

との意見が出されたところです。

協議のポイントとしては、備考欄等への文言の追加の検討。

標準額の増額の検討が考えられます。

(2)の育苗の価格についてです。

硬化苗については、標準額で設定しているが、芽出苗はJ A福島さくらで例年単価を設定し販売しています。

基本的な考え方として、J Aで設定されている内容については、農業委員会の標準額表では設定しないと整理しております。

委員の皆様からの意見としては、芽出苗の値段は品種や生産量毎に変わっているので、J Aの額を参考にすればよいのではないか。

他の自治体にあるように、配達に関する事項も入れることはできないか。

又は、あくまで引取りの値段である記載が必要ではないか。

硬化苗の値段については、安く感じている。

実際の価格と差が生じているので見直しが必要ではないか。

これらの意見が出されたところです。

協議のポイントとしては、配達に関する事項などを備考欄に記載するかどうかの検討や、標準額が実際の価格と差があるため、増額の必要があるかどうか検討が必要になると考えます。

次の(3)、畔ぬりの散水費用の設定ですが、協議の際の意見として、散水をしてまでする必要はあるか。

雨上がりでも、水をかけないと土がダマになることがあり、散水が必須である。

砂質、粘土質で事情が異なる。

事務局
(金成主査)

砂質は散水してもうまくできない。
逆に粘土質では散水しないと円盤に張り付いたり、きれいに仕上がらない。
一概に散水が必須ではないが、必ず散水しないとできない所もあり地区によって違う。
との意見が出されたところです。
協議のポイントとしては、アンケートの意見にも出されていましたが、散水の費用を項目として設定するのではなく、畔ぬりの費用の増額や備考欄への追記の検討が考えられます。
(4)の新たな標準額の設定についてですが、①として水田の溝切作業、②歩行型草刈機、ハンマーナイフなどでの草刈作業、③ドローンを用いた防除についての3点でございました。
協議のポイントとしては、これらの作業が一般的な農作業として、標準額の新規設定が必要かどうか検討が必要であると考えます。
また、現在の標準額の中で、対応できる項目が無いのかも検討できるかと考えます。
その例ですが、ハンマーナイフとして、前回の協議の折、乗用もできる草刈機との話がありました。
これについては、現在、標準額表の中で、歩行型草刈機で乗用を想定していないものですが、あぜ草刈として1時間3,000円と設定されています。
この金額を標準額として利用するということとはできないか協議が必要かと考えます。
この辺りの視点としては、例えば使用する機材が標準額で想定されている機材よりも大幅に高額であったり、燃料を消費するため、標準額の金額では参考になり得ないなどの条件があれば、協議が必要かと考えます。
次のページでございます。
標準額全般についてですが、まず(1)として、標準額の表記の仕方について御意見が出されました。
標準といっても、金額は標準額で固定するだろう。
そのため、最低金額という捉え方もできるのではないかと。
さらに、福島県最低賃金を表記すると、この標準額は最低金額と理解されるのではないかと。
その上で、直接、当事者のアンケート調査により、受委託者双方の実勢や意見を把握するのはどうか。
現在は消費税抜きの価格を表示しているが、消費税込みの金額表示は検討できないか。
これについては、財務省から税込み表示の考え方が示されていま

事務局
(金成主査)

すが、消費税については、受委託者双方の取引、契約において生じるもので、必ずしも標準額を税込み表示とする必要性は無いとの考えも出されております。

協議のポイントとしては、標準額の表記を最低金額、又はそれに準じる表記にするかどうか。

これについては、前回の協議の中でも、協議を重ねた上での標準額であって、最低価格ではないとの意見もあるため、慎重な協議が必要になると考えます。

また、税込み表示とした方が使い勝手が良いかどうか検討いただければと考えます。

最後に(2)の標準額と実際の価格に差があるものについての検討でございます。

育苗、耕起、代かき、コンバイン作業については、アンケート調査の結果、標準額よりも実際の支払い価格が高いと回答されました。

市場価格との乖離が考えられることから、標準額としての妥当性について、協議が必要であると考えられます。

今後についてですが、今回の資料は前回の協議内容をまとめたものです。

この資料以外でも、前回お配りした協議資料の中で検討を要する事項があれば、適宜協議をお願いします。

本日の協議内容を基に、次回は素案をお示ししますので、それを確認しながらさらなる協議を行う予定でございます。

長くなりましたが、説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局から協議の内容について説明がありました。

前回に引続きの協議になります。

今、問題となっている部分について協議を進めて参りたいと思います。

審議する前に、農業委員24名の中には、委託している方、受託している方がいると思いますが、認定農業者主体の委員になっている以上は、受託している方が多いのではないかと思います。

委託と受託は相反するものでありまして、やはり、双方の言い分、現状の環境を踏まえながら、我々委員としては、あくまで中立の立場で決めていかなければならないなと思います。

そういったことで、慎重が御審議をお願いします。

まず、項目毎ですが、もみがらの処分料についてです。

これは、受託者が毎年困っているのだということで、意見が挙げられております。

処分に関する法律については、前回と今回、資料によって詳しく

議 長 (草野会長)	説明されており、産業廃棄物に該当するので、処分料そのものを設定することは不可能だと整理されています。
	意見としては、もみがらの処分として別途とするか、価格に反映する方が良いのかとの意見もありましたが、これについて、御意見はございますか。
2 番 四家委員	議席番号 2 番、四家誠です。
	もみ摺をすればもみがらがでるのはあたりまえでありますので、改めてもみがらの処分に関する部分を設定するよりも、もみ摺そのものの金額をアップさせるのがよろしいのではないのでしょうか。
5 番 田子委員	議席番号 5 番、田子耕一です。
	処分料なんですけど、もみがらを処分する、受託する方、稲作を専門にする方は処分についてお困りでしょうけども、複合経営的にやっている所にお願いと、そのもみがらを自分の経営地の中に有効に利用していることもあるのですね。
	そうすると、一概に乾燥、調整、もみ摺代金を一律に上げてしまうのには問題があるのではないかと。
	むしろ、もみがらを再利用、有効利用できるような方策を、市の方の政策的に、例えば訓練協というところに補助するとか、たい肥化するための何だかの技術的な提供をするとか、そういうことで解決できないだろうかということ、一つ考えております。
	以上です。
議 長 (草野会長)	私個人的に、今資料を持ち合わせていないのですが、小川だけだ
	と思うのですが、小川支所が絡んでいるのかと思いますが、もみがらをたい肥にするという方法を教えます、という講習会を開きますということで、申し込んでいるのですが、日付を今は忘れてしまっています。
	それは、大学の先生だと思いましたが、もみがらをたい肥にして、畑に戻すという循環型の農業の方法ですが、このようなことからのもみがらの利用方法を考えようということで、講習会を開くということもありますので、その経過は後日お知らせします。
	各公民館主催で、行政主催で進めていけば、もみがらの利用は効率的に進められる方向性もあるのかな。
	12ページにもみ摺の資料がありますが、実際の価格がやはり離れている。
	実際の価格が350円から450円と、標準額の300円から離れている。これらのことを考えると、これまでの協議の経緯からして、もみ

議 長 (草野会長)	摺の価格を上げることも一案かなと言えらるうのです。
20番 坂本委員	議席番号20番、坂本和徳です。 私のところは、複合経営で、作業を受託してありますし、水稻も自分でやっています。 畑で、もみがらたい肥を使ってやっていますが、自分の家の耕作面積は他の方より多いとはいえ、たい肥が年々余ってきちゃうので、どちらかと言えば、標準額も数年変わっていませんし、昔はもみがらを貰って行ってくれる方もいたのですが、今は家庭菜園でも少なくなってきました。 そう考えると、もみ摺の価格を、350円から450円程度に挙げるのが適切ではないかと思ひます。 処分料として取ることができないので、その方が良ひのかなと思ひます。 次年度に農家を訪問した際に、もみ摺のことを聞かれた時に、こういう話でこの金額になったと説明できるのではないかと思ひます。
議 長 (草野会長)	只今の御意見も参考にして、標準額としては300円なのですね。 実際には350円から450円ということで、いくらぐらいが妥当なのか、御意見はござひますか。 このままいくという御意見もあると思ひますが、如何でしょうか。
2 番 四家委員	議席番号 2 番、四家誠です。 ちなみに、カントリーエレベーターのもみ摺代は300円より上回っております。 せめて、50円上げていただければと考えます。
議 長 (草野会長)	その他の御意見はござひませんか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	それでは、今回の協議では、350円として進めて参りたいと思ひます。
1 番 木田委員	議席番号 1 番、木田テイ子です。 もみ摺だけを上げると、乾燥についての油代とかも色々と出てくるので、コンバインの料金が今、28,000円ですが、これを30,000円

1 番 木田委員	に上げて、そうすると、一つ一つ上げると言う事ではなくて、全体の中でコンバイン作業として上げさせていただいて、そうすれば、乾燥や運搬などの油代など、細かな問題は起こらないのではないかと思います。
18番 鈴木委員	議席番号18番、鈴木義直です。 木田委員のお話はもっともで、正しいと思いますが、頼んでくる方にもみ摺だけという方もいるのですね。 もみ摺だけ受けている場合に、それだけやっていると可哀そうになってしまいますので、今回はコンバインとかはそのままにしておいて、もみがらの処理も何年も前から問題になっているわけですから、50円アップの方向で検討し、それと同時に色選についても、今は400円とありますが、これも450円という形でよろしいのではないかと思います。 そうすると1俵換算で約1,000円になりますので、妥当ではないかと思います。 以上です。
議 長 (草野会長)	現時点では、50円アップが大半の意見だということで、検討して参りたいと思います。 次に、育苗の価格ですが、これは硬化苗なのですが、実勢価格と差が生じている。 J Aは芽出苗で配達されるのが多いので、硬化苗として値段の設定が妥当か、協議をしたいのです。 硬化苗は、標準額で670円です。 これについて、御意見ございますか。
2 番 四家委員	議席番号2番、四家誠です。 参考意見としてお聞きいただきたいのですが、農協でお一人の方が、硬化苗配達をやっていたのですが、昨年度で終わっておりまして、今年からは育苗硬化苗は配達注文を受けておりません。 参考意見としてでした。
議 長 (草野会長)	農協としてはやっていないということですね。 私も個人から買っているのがほとんどですのでね。 これについては、硬化苗まで育苗を個人でやっている方も多いので、その辺りで調整も可能かなと思います。 これについて、御意見、如何でしょうか。

18番
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。

正直、670円ですとあまりにも安すぎる。

同じ、福島さくらの郡山でももっと値段上がっているの、最低でもそのくらいは必要なのではないかと思います。

市街地で育苗している方は、地代として固定資産税は上がっているのに、苗の値段は何十年も変わらないというのはおかしい話なので、730円くらいは上げてもらいたいと思います。

乱暴な農家の方は、配達料も取るのかと言われることもありますので、配達料は別途と入れてもらいたいなと提案致します。

議 長
(草野会長)

硬化苗を求める方は、自分でハウスを持っていなくて、硬化苗で買っている。

本来ハウスを持っていれば、稚苗で買って、育苗管理しながら、田植えに至るとというのが効率的に良いのですが、そういう管理が難しい方が硬化苗に頼るということなので、硬化苗の出る量というのは、これだけを主体にやっている方は決して多くは無いと思います。

只、認定農業者など担い手など、大きな規模をやっている方は、ついでに硬化苗を育苗して販売しているという方もいると思いますので、この辺りは、今意見の出た730円を希望として、全体的なバランスの中で協議をしていきましょう。

次に、畔ぬりについて、散水を含めたら良いのではないかという意見もありましたが、これについては、条件によって違う、それこそ一枚一枚違うというので、条件を余り増やしても難しい。

しかし、1 m50円というのは、私個人としても、安いかなと思う所もあります。

受委託双方の言い分もあるかと思います。

他の委員会を見ても、60円とかありますので、これらを参考に意見はございますか。

また、希望額でもよいのですが、御意見はありますか。

18番
鈴木委員

議席番号18番、鈴木義直です。

散水の場合は、機械も導入することもありますので、散水は別途と記載いただけないでしょうか。

議 長
(草野会長)

両面塗りの機械が増えてきているのかと思いますが、確かに散水機も増えてきました。

散水は別途という手法も頭に置きながら、進めたいと思います。

次に、コンバインですが、先程も議論になりました。

本市では、28,000円ですが、内訳として、刈取り17,000円、乾燥

議 長 (草野会長)	8,000円、運搬3,000円という作業の合計が28,000円とされている。 これは、反当りいくらとなっている。 正直、木田委員も言った通り、ガソリンも機械も代金が上がっている。 しかし、米の値段は下がっている。 これについては、御意見ございますか。
6 番 藁谷委員	議席番号6番、藁谷昭夫です。 乾燥の8,000円は少し考えないといけないのではないのでしょうか。 例えば、5俵とれても8,000円、10俵とれても8,000円です。 その辺のを考えないといけないのではないかと思います。 実際に地元では、1袋単位でやっていて、30kgで400円もらっているというところもある。 これは、10俵とれば8,000円となるのですが、とうぜん半分の収穫量だと4,000円となるかと思います。 しかし、標準額では、1反当たりとしているため、10俵でも5俵でも8,000円なのです。 この辺りなのです。
事務局 (金成主査)	藁谷委員の御意見についてですが、これについては、平場と中山間地など、環境によるものや、その年の天候などにより収穫量が変化するため、1反当たりとしている現在の単価の基準について、アンケート調査でも、1袋や1俵単位とできないか御意見が出されているところです。 現在の標準額は、刈取り、乾燥、運搬の3つの作業を合計し、コンバイン作業としているため、一つ単価の基準を変えると、合計額の見せ方に影響が出てきます。 これについては、次月に素案をお見せする際、どのような見せ方ができるか検討した上で、お諮りしたいと考えます。 また、単価の考え方については、御協議いただければと考えます。 以上です。
議 長 (草野会長)	資料の11ページにも、問題視された方のアンケート結果が書いてありますね。 それでは、今の御意見を参考にしながら、事務局で一度整理いただければと思います。 他に、御意見はございますか。

17番
箱崎委員

議席番号17番、箱崎寿正です。

乾燥を俵単位や袋単位にするのは良いのですが、乾燥については、少量乾燥は中々難しいので、最低の金額を設けてもらえると、袋単位や俵単位はいいのかなと思います。

乾燥機の最低張り込み量というのがありまして、その辺りを加味していただけるのが良いと思います。

議 長
(草野会長)

最低石数だと、一番小さい乾燥機だとどれくらいなのか。

12番
生田目委員

議席番号12番、生田目祥明です。

箱崎委員の御意見の続きです。

乾燥機の最低石数というと、機材によって大分ばらつきがあります。

大きいもので約1反から、小さいものと約5 aからできるものもありますので、総量で8石とかの小さいものもありますので、そういう乾燥機だと、大分下がってします。

持込の時には、私も1反歩以上ないと乾燥できないよとは言っています。

そこからの俵数ですけども、乾燥前のものですので、俵数から言うと相当多いです。

刈取り後の石数ともみ摺後の石数では大分変化があります。

その分を加味していただいて、水分量の高いもみ、水分量が30%以上で、水分量表示が無くなっているものもあります。

そういう方ですと、夕方入れて、翌日朝までに終わらず、お昼までかかったなんてこともあります。

そういうことも加味していただいて、検討する必要があるのではないかと思います。

最低張り込み量の件もそうなのですが、俵数で、何俵以上ということではなくて、何千円以上として、そこから俵数に応じてという表記も良いのかなと思います。

乾燥機も、40石入るもので、10石しか入らない。

でも、混ぜるわけにはいかないの、1台はそれに使うしかない。そういう所も、皆さんで考えていただきたい。

余裕があってもその日はその分しか使えない。

そうしたことも、考えていただきと思います。

議 長
(草野会長)

受け手側の思慮する部分ですね。

コンバインの料金に反映する部分ですので、今回出た意見を参考

議 長
(草野会長)

にしながら、次回までに、試案を出すということにしたいと思います。

次の、(4)の新たな標準額の設定についてですが、これは、設定して欲しいという意見も分かりますが、前回の協議でも地域性があつたりするということでした。

①の溝切りについては、やはり今後の課題として、今回、設定の必要性というところは、どうしてもという意見がなければ、そのように考えたいと思います。

②のハンマーナイフについても、最近増えているとは思いますが、個人的に買ってやっているという分に関しては、まだ一般化されているという点においては、今後の課題となる部分かと考えますし、最終的に協議して入れる、入れないについて考えていただければと思います。

ドローンについてですが、地元でも1人の方がJ Aで決めたのだという価格があるので、事務局に問い合わせている所なのですが、価格設定まで進んでいる所なのか、周りを見渡ししながら、今後、検討する必要がある場合は、保留にして継続して協議を進めていきたいと思います。

時間も押しております。

農作業労働賃金標準額については、ここに来た時に資料を開くと、どうしても協議が進みませんので、説明資料を時間がある時に、他自治体の農業委員会の標準額も見ていただくなど、検討をしていただければと思います。

それでは、本日の協議はこれまでとして、次回、協議を進めて参ります。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かありますか。

事務局
(小川係長)

事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。

【資料2】「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証・見直しについて

⇒説明した。

事務局
(金成主査)

【資料3】「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

⇒説明した。

【資料4】「第23回全国農業担い手サミットin茨城」の開催案内について

⇒周知した。

事務局 (金成主査)	【資料5】いわき市就農支援パンフレット ⇒配付した。
議 長 (草野会長)	只今の事務局の説明について、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。
21番 新妻委員	議席番号21番、新妻公二です。 今年の7月に農業委員となりました。 配付された現地調査時に携帯する身分証明書ですが、いわき市農業委員会となっています。 私たち農業委員は、いわき市長から任命されているので、いわき市長が正しいのではないのでしょうか。
事務局 (草野係長)	現地調査時に携帯いただく証については、農業委員会等に関する法律に基づきまして、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員もそうなのですが、立入証という扱いで交付しているものです。 農業委員として行う業務であることを証するものであります。
事務局 (金成主査)	補足して説明させていただきます。 農業委員会等に関する法律第35条において、農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、云々とあり、委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができるのとあり、更に第2項で、身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求がある時は、これを提示しなければならないとされています。 そのため、証明書を証する主体は、いわき市長ではなく、農業委員会であり、この身分を示す証明書は、今程の草野係長の説明のとおり、農業委員会の業務を遂行する上で、携帯すべき証ということになります。
議 長 (草野会長)	他に、委員の皆様から御質問はございますか。 -意見無しとの声有り-
議 長 (草野会長)	特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第4回総会を閉会致します。